



知ってほしい、DVのこと

1 DV(ドメスティック・バイオレンス)とは？

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、一般的に、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」のことです。

出典: 内閣府男女共同参画局「配偶者から受ける暴力被害者支援情報」
https://www.gender.go.jp/info/yasai/tyo_violence/vi_vase/vi_02.html(2023.10.18閲覧)

配偶者 × 恋人元恋人 × 暴力 = DV

「配偶者」には事実婚や元配偶者も含まれます。男性、女性を問いません。

公益財団法人 あいち男女共同参画局

知ってほしい、DVのこと

2 殴る、蹴るだけが暴力ではない

身体だけでなく、心を傷つける暴力もあります。

身体的なもの

- 平手でうつ
- 刃物などの凶器をからだにつきつける
- 引きずりまわす
- 物をなげつける

など

精神的なもの

- 大声でどなる
- 何を言っても無視して口をきかない
- 生活費を渡さない
- 子どもに危害を加えるといっておどす

など

性的なもの

- 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌をみせる
- いやがっているのに性行為を強要する
- 中絶を強要する
- 避妊に協力しない

など

出典: 内閣府男女共同参画局「配偶者から受ける暴力被害者支援情報」
https://www.gender.go.jp/info/yasai/tyo_violence/vi_vase/vi_02.html(2023.10.18閲覧)

公益財団法人 あいち男女共同参画局

知ってほしい、DVのこと

3 女性の4人に1人は「経験アリ」

女性の約4人に1人、男性の約5人に1人はDVの被害経験者です。

配偶者からの被害経験(男女別)

■ 何度もあった ■ 1, 2度あった ■ まったくない ■ 無回答

女性 (n=1,400人)

経験回数	割合 (%)
何度もあった	10.3
1, 2度あった	15.6
まったくない	72.5
無回答	1.6

男性 (n=1,181人)

経験回数	割合 (%)
何度もあった	4.0
1, 2度あった	14.4
まったくない	80.7
無回答	0.9

内閣府男女共同参画局「配偶者から受ける暴力に関する被害者調査」(令和2年度調査)より作成

また、女性の約10人に1人は、何度も被害を経験しています。

公益財団法人 あいち男女共同参画局

知ってほしい、DVのこと

4 最多の被害は「身体への暴力」

男女ともに、「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」の順に被害が多くなっています。

配偶者からの被害経験 あった(男女別)

(%)

被害の種類	女性 (n=1,400人)	男性 (n=1,181人)
身体的暴行	17.0	12.1
心理的攻撃	14.6	10.2
性的強要	8.6	1.3

内閣府男女共同参画局「配偶者から受ける暴力に関する被害者調査」(令和2年度調査)より作成

被害経験者の割合は女性の方が男性より高く、「性的強要」では約7倍です。

公益財団法人 あいち男女共同参画局

知ってほしい、DVのこと

5 被害を受けても相談しづらい

配偶者から被害を受けた人の47.4%は、様々な理由から、誰(どこ)にも相談しませんでした。

相談しなかった理由(複数回答)

(n=278人)

理由	割合 (%)
相談するほどひどいと思っただから	47.8
自分にも悪いところがあると思っただから	32.6
相談してもむだだと思っただから	23.6
自分を支えられず、なんとかこの家を出ていけなかったから	20.3
恥ずかしくてだれにも言えなかったから	12.0
相手の行為は愛情の表現だと思っただから	6.5

「DVによる悪影響」

暴力により、被害者であることを自覚することが困難になったり、無気力状態に陥ったりするなどの影響が考えられます。

内閣府男女共同参画局「配偶者から受ける暴力に関する被害者調査」(令和2年度調査)より作成

公益財団法人 あいち男女共同参画局

知ってほしい、DVのこと
6 被害者を保護する法律がある

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

Q.どんな法律？
A.配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、2001年に成立した法律です。

Q.女性だけが対象？
A.被害者が男性の場合もこの法律の対象です。男性の被害者も保護を受けられますが、被害者の多くは女性であることから、女性に対する暴力に十分配慮した規定になっています。

Q.事実婚も対象？
A.事実婚や、生活の本拠地を共にする交際関係にある相手からの暴力も法の保護対象です。

出典：内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力被害者支援情報」
https://www.gender.go.jp/info/hito_sakana/dv/index.html (2023/10/18閲覧)

女性に対する暴力防止のための「ゼロトラスト」 公益財団法人 あいち男女共同参画局

知ってほしい、DVのこと
7 保護命令制度 改正へ

2024年4月から重篤な精神的被害を受けた場合にも保護命令の対象が拡大します。

配偶者暴力防止法 改正のポイント

接近禁止命令等について、発令の対象を拡大

子への電話等禁止命令の創設

保護命令違反に関する罰則の加重

更に詳しく知りたい方は

内閣府中の「配偶者暴力防止法の令和五年一部改正情報」へリンクしています

出典：内閣府男女共同参画局「保護命令制度に関するヒトサツ」
https://www.gender.go.jp/info/hito_sakana/dv/kyougo/index.html (2023/10/18閲覧)

公益財団法人 あいち男女共同参画局

知ってほしい、DVのこと
8 恋人同士のDV「デートDV」

相手をコントロールしたり、「自分のモノ」として扱うことは、交際相手に対する「暴力」、いわゆる「デートDV」にあたります。

出典：内閣府男女共同参画局「デートDVについて」
https://www.gender.go.jp/info/hito_sakana/dv/date/index.html (2023/10/18閲覧)

交際相手からの被害経験の有無(男女別)

性別	あった (%)	なかった (%)	無回答 (%)
女性 (n=1,182人)	16.7	80.7	2.6
男性 (n=1,021人)	8.1	89.5	2.4

内閣府男女共同参画局「男性にだけ暴力に関する被害経験者」(令和2年調査)より作成

女性の約6人に1人、男性の約12人に1人は交際相手から被害を受けたことがあります。

公益財団法人 あいち男女共同参画局

知ってほしい、DVのこと
9 DVの相談窓口

どこに相談すればよいかわからない時は...

DV相談ナビ
はればれば
#8008

電話相談・相談
同行支援
保護等

最寄りの相談機関の窓口へ自動転送されます。
※通話料がかかります。
※各機関の相談受付時間内に限ります。
※一部のIP電話等からはつながりません。

DV相談+ (プラス)
電話・メール 24時間受付
つなぐ はやく
0120-279-889

チャット相談
毎日 12:00-22:00

外国語相談 (SNS相談)
英、中、韓、ハトナムなど10ヶ国語に対応
24時間受付

保護
同行支援
緊急の宿泊提供

出典：内閣府男女共同参画局「DV相談について」
https://www.gender.go.jp/info/hito_sakana/dv/soudan/index.html (2023/10/18閲覧)

公益財団法人 あいち男女共同参画局

知ってほしい、DVのこと
10 性暴力の相談窓口

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター
はやくワンストップ
#8891

性別・年齢・国籍・相談内容
カウセリング
法的支援

最寄りのワンストップ支援センターにつながります。
※通話料がかかります。
※各機関の相談受付時間内に限ります。
※一部のIP電話等からはつながりません。

性犯罪被害相談電話
ハートさん
#8103

都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。
※緊急を要する場合は、110番通報をしてください。
※土日・休日、休務時間外は、当番で対応します。
※一部のIP電話等からはつながりません。

Cure time (キュアタイム)
チャット相談
毎日
17:00~21:00

匿名受付
年齢・性別不問

出典：内閣府男女共同参画局「性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」
https://www.gender.go.jp/info/hito_sakana/dv/wst/index.html (2023/10/18閲覧)、警察庁「性犯罪被害者相談電話(ハートさん)」(2023/10/18閲覧)、Cure time (https://curetime.jp) (2023/10/18閲覧)

公益財団法人 あいち男女共同参画局